平成２１年（フ）第１７２２号
大阪府松原市高見の里５丁目475番地の１
債務者　長尾ひとみ
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７２５号
堺市西区鳳北町２丁44番地　Ｔハイツ203号、前住所堺市西区鳳中町４丁113番地１
債務者　中川　美紀
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７３０号
大阪府藤井寺市小山２丁目８番２―701号
債務者　向井美也子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７４７号
堺市東区草尾90番地４　サンモール田中102号、前住所堺市堺区南清水町１丁７番17号
債務者　楠神慎太郎
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７６５号
大阪府富田林市伏見堂95番地　汐の宮温泉病院、住民票上の住所大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1575番地の60
債務者　谷口工業こと　谷口　　浩
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
新潟県村上市杉原14番23号、前住所北九州市若松区中畑町21番15号
債務者　成田　睦之
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１４０号
新潟県新発田市加治万代188番地１
債務者　長下部秀子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１５２号
新潟県村上市坂町352番地１　堤下団地３―11
債務者　土屋　貴子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１５７号
新潟県村上市小国町３番13号
債務者　竹内　節子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１６１号
新潟県新発田市菅谷1916番地７
債務者　髙橋精三郎
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１６９号
石川県加賀市別所町富士見ヶ丘11の12番地
債務者　西浦　晶子（旧姓浦西）
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１０９６号
大阪府岸和田市南上町２丁目31番14号
債務者　塚本久美子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
香川県高松市宮脇町２丁目30番35―302号
市住
債務者　藤原　六夫
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５３０号
香川県高松市庵治町1009番地２
債務者　角田　和道
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５３１号
香川県高松市西宝町３丁目12番10号
債務者　宮岡奈津子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１８５号
長崎県諫早市小船越町1197番地１、前住所長崎市矢上町412番地
債務者　岩頭由美子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
長崎県諫早市堂崎町４番地５　市住２棟503号
債務者　境田　惠子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

第明治三十二種郵便物認可